

日立市TDM施策等検討調査業務公募型プロポーザルに対する質問及び回答

番号	資料名	質問項目	質問内容	回答内容
1	特記仕様書 P1	基本条件	令和7年度の簡易分析結果等の成果について、提案書作成の参考としたく、貸与頂けるのか。	簡易分析結果等については、受注後の貸与を想定しているため、現時点での貸与はできません。 なお、「茨城県移動性・安全性向上委員会（第36回、37回）」（常陸河川国道事務所ホームページ）で分析結果の一部を公開しています。 【参考URL】 （第36回資料） https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000926907.pdf （第37回資料） https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000940488.pdf
2	特記仕様書 P1	基本条件	日立製作所と連携・協力のもと実施する旨が記載されているが、弊社側のコネクションがなくとも、日立市様を通じて調整頂けるのか。	業務のキックオフ（初回打合せ）等にあたっては、本市を通じて、日立製作所との調整を行う予定です。

番号	資料名	質問項目	質問内容	回答内容
3	実施要領 P2	5 参加資格 同種・類似業務の区分	実施要領に「過去に国又は地方公共団体において、本業務と同種又は類似の公共交通分野・TDM施策分野の業務受注実績がある者であること」と記載がありますが、「同種」と「類似」の違いをご教示ください。	「同種」とは、一般的な技術体系の中で、本業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務です。 「類似」とは、一般的な技術体系の中で、本業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われた業務です。 【参照元】 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/201106/110630guideline.pdf
4	様式第5号	同種及び類似業務の実績調書	共同企業体（JV）で提案する場合、様式第5号の提出は代表者のみ（構成員は不要）でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 P8-9	(5) 審査方法 評価の着眼点・判断基準	業務実績として「本業務実施にふさわしい十分な実績（内容、件数）がある」との記載がありますが、どのような判断基準で評価されるのでしょうか。例えば、企業の実績件数3件以上または担当技術者の実績件数が3件以上であれば満点等。	評価に関する判断基準や判断方法などについては、公正な競争の確保の観点から公表しておりませんが、評価に当たっては、画一的な基準のみによるものでなく、提案書等の内容を踏まえ、総合的に判断するものです。
6	実施要領 P8-9	(5) 審査方法 評価の着眼点・判断基準	上記の実績（件数）は、企画提案書の「2 実施体制」の中に記載すればよいでしょうか。	実績（件数）は、「様式第5号 同種及び類似業務の実績調書」に記載をお願いいたします。実績（件数）が複数ある際は、1件毎に実績調書を作成してください。